

## 地球温暖化対策推進法改正案 本会議質問

立憲民主党・無所属の源馬謙太郎です。ただいま議題となりました地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案について、会派を代表して質問いたします。

先ず、一昨日政府が決定した福島原発汚染処理水の海洋放出に関連して梶山経産大臣に伺います。原発処理水の海洋放出に対し漁業者を始めとする地元住民の大きな不安の声が漏れ伝わって参ります。そこで、漁業者に風評被害が発生した際の具体的な補償策をお示し下さい。また、地元からの信用不安が著しい東京電力による海洋放出に対する住民の理解を得るための今後の具体的な方策もお示し下さい。

【梶山経産大臣】

(はじめに)

- ・ 気候変動は急激に深刻化しており、実際に被害を受けたとしても逃げるすべを持たない人々も多く、気候変動による難民、いわゆる気候難民は大変な困難に陥っています。
- ・ 国内も無関係ではありません。私の地元浜松市では、昨年最高気温 41.1 度が記録され、ついに埼玉県熊谷市と並び日本の歴代最高気温となりました。
- ・ ダイビングで海に潜っても、年々海の水温が上がっていることを実感します。例えば静岡県の伊豆エリアの真冬の海水温はかつては 11 度くらいだったのが、今年が一番低い日でも 15 度ほどでした。ダイバーにとっては海水温が上がれば海に潜るには快適ですが、海の生物にとっては 1 度の上昇は生死につながります。サンゴの白化、同じポイントで目にする生物の変化など、ダイバーが目にする海中の環境は、確実に変化していることを実感します。これらの変化はやがて非常に大きな変化に繋がりがねません。
- ・ 昨年 11 月には、この本会議場で気候非常事態宣言決議が採択されました。決議では、「もはや地球温暖化問題は気候変動の域を超えて気候危機の状況に立ち至っている」との認識を世界と共有すること、そしてこの危機を克服すべく、一日も早い脱炭素社会の実現に向けて、我が国の経済社会の再設計・取組の抜本的強化を行い、国際社会の名誉ある一員として、それに相応しい

取組を、国を挙げて実践していくことを決意したところです。

- ・このような状況の中、菅総理が2050年までのカーボンニュートラルの実現を掲げた事は心強いことですが、評価すべきと思いますが、G7諸国の中で実際上最も遅い宣言であり、本来温暖化対策をリードすべき我が国としては遅すぎた感も否めません。そしてまた、その後発表されている対策は革新的技術ばかりに偏りが見られ、その他の面で具体性が乏しく、今こそ具体策をいかに打ち出せるかの最も大切なタイミングであるにもかかわらず、本当にこれで2050年に達成できるのか疑問です。こうした観点から、本改正案について質問を行っていきます。

#### (基本理念関係)

- ・本改正案では、基本理念を新たに設け、2050年までのカーボンニュートラルの実現を明記するとともに、脱炭素社会の実現の主体として、「国民、国、地方公共団体、事業者、民間の団体等」と、関係者を規定する条文の先頭に「国民」を位置付けています。
- ・地球温暖化対策の推進にあたっては、国民の理解や協力が不可欠であることは当然のことですが、その責任を追うべき「国家」の責務よりも、まず「国民」を先頭に位置付けることには違和感を感じます。ともすれば、菅内閣は地球規模の課題である地球温暖化対策すら、「自助」「共助」「公助」の考えに基づき、「まず、国民が」取り組むべきものであることを示しているように思えてなりません。まずは国が、政府が先頭に立って、地球温暖化対策に積極的にコミットしていくべきではないでしょうか。
- ・国民の協力と理解が必要なのは、ほかのどの施策でも同様です。国民の理解と協力が必要であることを示したいのであれば、その旨をしっかりとこの理念において規定し、かつ国が果たすべき役割をまず始めに明記すべきであると考えますが、小泉環境大臣の見解を求めます。

【小泉環境大臣】

#### (地球温暖化対策討議会の設置関係)

- ・本改正案では、気候変動対策の長期的な方向性を基本理念として法律に位置付け、地方自治体や企業等の取組を促進して2050年までの脱炭素社会の実現を牽引し、2030年に向けた取組を加速しようとしています。
- ・これらの目標達成に向け、地方自治体や民間企業の取組を促進していくこと

は重要なことであるのは間違いありません。しかし、小泉大臣の「国民の理解や協力なくして、カーボンニュートラルの実現なし」という方針を具現化するには、具体的な取組の中身にもっと国民が参画できる開かれた議論の場が必要ではないかと考えます。国民の関与を条文の先頭に書くよりも、実際に国民が参加する仕組みを設けることの方が遥かに意味のあることだと考えます。

- ・例えば欧州諸国などでは、近年気候変動対策に関する無作為抽出型の市民会議である気候市民会議の導入が進んでいます。
- ・フランスでは2019年10月に、全国から抽選で選ばれた150人の市民が参加する気候市民会議が、政府の諮問機関である経済社会環境評議会の下に発足しました。この市民会議は、2030年までに温室効果ガスを1990年比で40%削減してくための具体的な政策提言をまとめるために開催されました。およそ9か月かけて温室効果ガス削減に向けて憲法改正から交通、農業、貿易などを含む広範な論点を議論し、昨年6月に採択された提言は約150項目に及び、鉄道と競合する国内の航空路線の段階的な整理や低公害車を購入するための無利子ローン導入などの案が盛り込まれたと聞いています。なお、これらの提言のうちの約3分の1が反映された関連の法案が、本年2月には示されているとのことでした。
- ・我が国でも昨年、札幌市で「気候市民会議さっぽろ2020」が開催されましたが、こうした市民が直接気候変動について議論し、政府に対し具体的に提言できる仕組みこそが、小泉大臣が求めている国民の積極的な関与を促すのではないのでしょうか。
- ・若者を含むあらゆる世代の広範な声を尊重し、脱炭素社会への移行を適切に行っていくための政策を議論し提言する市民参画の仕組みとして、気候変動対策を討議する会議をこの法律に位置付けることについて、小泉環境大臣の見解を伺います。

【小泉環境大臣】

(国会報告)

- ・現行法には、政府の地球温暖化対策計画の策定や変更にあたり、国会が関与する仕組みが盛り込まれておりません。国民の代表として活動する国会議員が、カーボンニュートラルに向けた施策のあり方や妥当性をチェックする必要があるはずで

- ・そのための具体策として、少なくとも計画案の閣議決定時や変更時に国会への報告を行う仕組みをこの法律において設ける必要があると考えますが、小泉環境大臣の見解を伺います。

【小泉環境大臣】

(国が省エネ・再エネに率先して取り組む必要性)

- ・2050年までのカーボンニュートラルの実現に向け、取り組むべき施策の第一目一番地は省エネです。政府からは革新的技術による効果ばかりが強調されますが、まずは、エネルギー使用量を減らすことが何よりも重要であり、そうした努力の上で、イノベーションも含めた再エネの導入に最大限取り組んで行くべきだということを再認識する必要があります。
- ・しかしながら、本改正案からはこの省エネへの重要性が抜け落ちていきます。まずは省エネを徹底的に行なっていくことをしっかりと位置付ける必要があると考えますが、小泉環境大臣のご認識を伺います。
- ・さらに本改正案では、国の取り組みに関する中身が希薄です。国民よりも、民間企業よりも、地方自治体よりも、まずは国が率先して省エネ・再エネに徹底して取り組み範を示す必要がありませんか。企業や地方自治体に努力を求める前に、まずは国が実績を見せていかなければならないはずです。
- ・立憲民主党は、分散型エネルギー推進4法案を2019年に提出しており、このうち「公共施設省エネ・再エネ義務化法案」において、国等の既存の建物について、各省庁が改修計画を策定し2030年までにすべての建物で改修を終えることなどを示しています。
- ・このように関連施設の省エネルギー・再生可能エネルギーの利用改修を計画的に実施するなど、国の具体的な取組について、この法律に位置付ける必要がありませんか。小泉環境大臣の見解を伺います。

【小泉環境大臣】

(保全区域設定の必要性)

- ・地球環境の課題は気候変動だけではなくありません。生物多様性の保全も、将来世代の地球環境に影響を与える重要な問題であり、同時に解決していかなければならない課題です。このため、2050年カーボンニュートラルをなんとしても達成しようという努力により、生物多様性を犠牲にするようなことがあってはなりません。

- ・本改正案では、各地域で「促進区域」を設定して太陽光や風力発電施設などを積極的に導入しようという取り組みが盛り込まれていますが、これら施設などの建設が、生態系や生物多様性に影響を与えることを防ぐ観点も盛り込まれていません。そこで、逆にこの地域はこうした施設の建設を認めず環境や生態系を保全すべきという「保全区域」の設定をできるようにすることも必要ではないでしょうか。
- ・さらにその場合には、より実効性を高めるために、たとえば法的効果を伴う措置も含めた方策も検討していくべきだと考えます。
- ・自然環境、生物多様性を確実に保全していくために、「保全区域」の設定をこの法律に位置付けることなどについて、小泉環境大臣の見解をお聞かせいただきたいと思っております。

【小泉環境大臣】

(気候変動に係る経済政策と外交政策)

- ・明日16日には日米首脳会談が、22、23日には米国主催の気候変動に関するサミットが開催される予定となっています。
- ・これまでの国際政治を見れば、各国は2050年までのカーボンニュートラルという政策の波をとらえて、自国の産業、地域の産業に有利なルールを作ろうという動きが当然生まれてくるだろうと考えます。
- ・たとえばEUは炭素国境調整措置について検討を進めており、米国もこれに関心を示していると承知していますが、我が国の対応が後手に回り、日本がまたしても外交で後塵を拝するような事態を招くようなことがあってはなりません。
- ・産業分野における国際競争力を確保するためにも、脱炭素化に向けた議論において日本が国際社会のルール作りに積極的に関与し、リーダーシップを発揮していくべきです。間違っても遅れを取るようなことがあってはなりません。この点についての見解と、具体的にこれからますます加速するであろう国際社会における脱炭素化のルールづくりの場において、我が国としてどのようにリーダーシップを発揮していくおつもりか、外務大臣の見解を伺います。

【外務大臣】

(最後に)

- ・2050年カーボンニュートラルの実現に向け、本改正案のみならず、グリーン成長政略など様々な施策が検討され、実施されようとしています。
- ・例えば自動車関連では、電気自動車や燃料電池車などの導入加速化などが期待されていますが、こうした新たな産業への転換が急激であったり無理があったりすると、関連する業界とりわけ裾野の広い業界だと中小企業への打撃やそこで働いている方々の雇用にも多大な影響を与えることとなります。
- ・脱炭素化への移行を確実に、そして国力を落とすことなく実現していくためには、こうした課題へも併せて目を向けていく必要があります、より多くの方が脱炭素社会を受け入れていくための多角的な手当てが大事になることは言うまでもありません。
- ・立憲民主党は、脱炭素社会の実現に向けて積極的に関与していくと同時に、全ての働く人達の雇用の公正な移行と、影響を受ける地方の振興に、最大限取り組むことをお約束して質問を終わります。

ありがとうございました。